



慶應義塾大学ビジネス・スクール

日本ミネチュアベアリング株式会社(C)

5

1980年春、高橋社長は、上場子・関連会社であるところの新興通信工業、東京螺子、新中央工業および大阪車輪製造の4社、をNMBに吸収合併して、新会社をミネベアとすることを決意した。しかし、NMBは、これら4社の株式を所有しており、これと交換に発行される自社株を所有することになると思われた。しかし、商法210条によって、NMBは、自社株を所有することは禁じられており、合併に伴って取得した自社株式も「相当期間に処分」する必要がある。 10

このようなことから、1980年秋、9月期の数字が出たところで、合併に伴う資本勘定の動きおよび固定資産の一部の勘定について、試算をしてみることにした。

15

吸収合併の必要性

高橋社長は、今後NMBの外で必要になる膨大な資金を如何にして調達するかに苦心していた。その一つは、NMB自体の利益を大幅に伸ばすことによって、自己ファイナンスすることであった。しかし、今後に予想される膨大な資金をまかなうのに十分な利益をここ1~2年で期待することは難しかった。第二の方法は、上場している子・関連会社が独自に資金調達力をつけることであった。しかし、この1~2年のうちに、そのような自己資金調達力を期待することは難しいと思われた。たとえ、それら上場会社が、資本市場から時価発行増資や時価転換社債によって資金を調達する力をもてるようになったとしても、現在の時価ファイナンスに関する自主ルールのもとでは限界があった。すなわち、時価ファイナンスを行なうにあたっては、その新規発行限度は、発行済株式総数が2億株以下の会社で、発行済株式数の15%、2億株超の会社で10%となっていた。しかも、時価転換社債を発行しようとしても、その発行資格は、純資産60億円以上の会社に限られていた。このようなことから、たとえ、新興通信工業等の子・関連会社が時価ファイナンスをするようになって、1回の発行でもって、5~10億円程度しか調達出来ないと判断した。ところが、最近の設備投資は、インフレによって、たとえ土地代を除いても、少なくとも、15~20億円というロット・サイズになっていた。 20 25 30

このケースは、慶應義塾大学ビジネス・スクール助教授鈴木貞彦がクラス討議のために作成したものである。このケースは、経営の巧拙を例示するためのものではない。(1985年9月作成)